

新型コロナウイルス感染拡大予防のためのガイドライン

山梨県立中小企業人材開発センター

【3 密の回避】

1 換気設備の設置等(「密閉」の回避)

- (1) 換気設備により、常時換気を行い、1人あたり毎時 30 m³の換気量を確保する。
- (2) 必要換気量が確保できない場合は、利用者に対して、30分に1回、5分以上、対面に設置してある窓と扉を全開し、換気を行うよう周知する。

2 施設内の混雑の緩和(「密集」の回避)

- (1) 複数の貸室予約がある場合には、開始時間・休憩時間・終了時間をずらし、共有箇所の密集が生じないようにする。
- (2) エレベーターは、原則使用不可とする。

3 人と人との距離の確保(「密接」の回避)

- (1) 最低 1m(マスク着用のない場合は 2m)の対人距離を確保する。
- (2) 机(幅 1800 mm×奥行 450 mm) 1脚に対し 1人掛けとすることを徹底し、机を使用しない場合は、1人あたり最低 3 m²の専有面積を確保する。
- (3) 机の配置は、学校形式とし、向かい合うことが無いよう周知する。
- (4) 受付業務は、透明ビニールカーテン越しに行う。
- (5) 近距離での会話や発声を避けるよう、複数箇所に掲示する。

【その他の感染防止対策】

4 マスクの着用

- (1) 職員は常時マスクの着用を遵守するとともに、利用者に対してもマスクの着用を周知する。

5 手洗い・手指の消毒

- (1) 職員は、事務室への入室時、郵便物や現金の受け渡し後などには必ず手指の消毒を行う。
- (2) 利用者へは、正面玄関及び各研修室に設置してある消毒液で、手指の消毒を行うよう促す。
- (3) 手洗い・手指の消毒を徹底するよう、複数個所に掲示する。

6 体調チェック

- (1) 職員は、業務開始前に必ず検温・体調確認を行い、発熱(平熱より1℃以上)や咳、喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状がある場合には出勤停止とする。
- (2) 発熱(平熱より1℃以上)や風邪、嘔吐・下痢等の症状がある方へ、入館しないよう正面玄関に掲示し、研修室利用者へは入館時に体調確認を行う。

7 トイレの衛生管理

- (1) トイレには、蓋を閉めて汚物を流すよう掲示する。
- (2) 便座、洗浄レバー等の不特定多数が接触する場所は、定期的に除菌洗浄剤で清拭消毒する。

8 清掃・消毒

- (1) 不特定多数が接触する場所(ドアノブ、談話・展示ホールの机・イス、自動販売機のボタン、電気のスイッチ、手すり等)は定期的に除菌洗浄剤で清拭消毒する。
- (2) 研修室利用後は、すべての机、イス、ドアノブ、ホワイトボードの周辺器具を除菌洗浄剤で清拭消毒する。
- (3) 清拭消毒、ゴミの回収時は、必ずビニール手袋を着用し、終了後は、石鹸で手を洗う。
- (4) 鼻水や唾液などが付いていると思われるゴミは密閉して捨てる。

9 その他

- (1) 喫煙スペースは1度に利用する人数を減らし、人と人との距離を保つ。
- (2) 1階・3階の談話ホール、2階の展示ホールは常時換気する。また、イスは向かい合わないよう設置し、間隔を空けて利用するよう掲示する。
- (3) 研修室利用申込者に対し、名簿を作成し、利用者の連絡先を把握しておくよう周知する。
- (4) ガイドラインが遵守されているか確認するため、チェック表により毎日確認し、週に1回、県に報告する。

令和2年5月21日 策定

令和2年5月29日 改訂

令和2年6月19日 改訂